

申請手続き方法

1 耐震改修(全体), 部分耐震改修工事に係る補助対象範囲について

補助の対象となる工事は, 原則として耐震性を向上させるために行う工事となります。美観や機能の向上となる工事は, 補助対象となりませんので注意してください。

次の例を参考に補助対象又は補助対象外の区分けを行ってください。

○ケース1: 壁に筋交いを新たに入れる場合の補助対象範囲

- ・耐力壁工事に伴う既存の壁の解体・撤去(処分費を含みます。)
・復旧工事
- ・耐力壁工事に伴う既存の天井及び床の解体・撤去(処分費を含みます。)
・復旧工事
- ・養生等の仮設
- ・筋交い等
- ・取付け金物類
- ・壁下地材(構造用合板や石膏ボード類)
- ・仕上げ材(ただし, 既存の仕上げ材同等のものに限ります。)
- ・既存の床材及び天井材の撤去復旧(ただし, 必要最小限の範囲としてください。)
- ・大工手間等

○ケース2: 無筋の基礎を鉄筋コンクリート造の基礎で補強する場合の補助対象範囲

- ・養生等の仮設
- ・土工事
- ・既存の基礎のはつり・撤去等(処分費を含みます。)
- ・鉄筋工事
- ・コンクリート工事(型枠を含みます。)
- ・既存の床材の撤去復旧工事(ただし, 必要最小限の範囲としてください。)

○その他の補助対象範囲

- ・柱接合部による低減係数を向上させるために, 壁端柱の柱頭・柱脚接合部の補強工事
- ・劣化度による低減係数を向上させるために, 劣化事象を改修する工事(シロアリ等による被害のある部材の取替え工事(防腐・防蟻措置含む))
- ・屋根の軽量化を目的とした屋根葺替え工事及び屋根葺替えに伴う軒樋(縦樋は除く)の取替え工事
- ・床面の補強は, 火打梁及び構造用合板等で剛性を高める工事
- ・小屋裏の補強は, 火打梁及び補強金物等で剛性を高める工事
- ・ボルトの緩み調整, 接合部金物の交換や追加補強等により剛性を高める工事

2 耐震改修工事等に係る補助金交付申請について

2.1 申請に必要な書類(申請部数:正本1通・副本1通)

●三原市木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書 (要綱様式1号)

・ 交付申請書下段の個人情報目的外利用同意欄に同意した場合は添付書類(1)～(3)は不要です。(※注1)

<添付書類>

- (1) 住民票の写しその他三原市民であることがわかるもの(※注1)
- (2) 当該住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者および建築年月日がわかるもの(※注1)

・ 証明書は原本を添付してください。(副本については、写しでも可)

- (3) 市税納税証明書(※注1)
- (4) 耐震改修計画書(要綱様式第2号)
- (5) 耐震改修工事等の設計図書

・ 三原市木造住宅耐震診断資格者が作成した付近見取図, 配置図, 敷地断面図, 内外部仕上表, 各階平面図, 立面図, 改修詳細図等耐震改修工事に必要な図面等を添付してください。
・ 図面は, 改修前・後及び補助対象部分がわかるようにしてください。

- (6) 耐震改修工事等に要する費用の見積書又はその写し

・ 耐震改修工事の施工に要する費用の見積書又はその写しを添付してください。
・ 見積書には, 工事の内訳がわかるものを添付してください。
・ 内訳は, 各部屋ごととし, 補助対象か否かがわかるようにしてください。
・ 見積書の各数量の確認できる図面(平面図, 立面図, 展開図等)を添付してください。

- (7) 耐震診断結果報告書の写し

・ 建築士が作成した耐震診断結果報告書(一式)の写しを添付してください。
・ 三原市の木造住宅耐震診断事業により耐震診断を受けた住宅の場合は必要ありません。

- (8) 改修後の耐震診断計算書(シェルター等設置工事は不要)

・三原市木造住宅耐震診断資格者が作成した耐震改修後の耐震診断計算書を添付してください。
・耐震診断計算書の診断表については、一般財団法人 日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)」を参考としてください。

- (9) 所有者と居住者が同一でない場合、居住者の耐震改修工事実施に係る同意書(任意様式)

借家等で、所有者と別の居住者がいる場合は、当該住宅の居住者の耐震改修工事の実施に係る同意書が必要となります。

2.2 申請の方法

必要書類を作成の上、三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。

問合せ先
〒723-8601
三原市港町三丁目5番1号
三原市都市部建築指導課建築指導係
TEL:(0848)67-6122(直通)
FAX:(0848)64-6057

2.3 申請後の流れ

- (1) 申請された内容を審査し、耐震改修工事の補助金の交付を決定したときは「三原市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書」を交付いたしますので、この通知書を受理してから、耐震改修工事の工事監理及び耐震改修工事の施工に係る契約(契約者名と申請者名は同一としてください。)を締結してください。
- (2) 補助金交付決定通知書は補助金の支払いをお約束するものではありません。耐震改修工事が行われなかった場合や、その他要綱等に違反した場合などは、補助金は支払われませんのでご注意ください。

3 耐震改修工事等の着手について

着手する前には、着手届出書を提出してください。

3.1 届け出に必要な書類(届け出部数:正本1通)

●三原市木造住宅耐震改修事業着手届出書 (要綱様式第5号)

<添付書類>

- (1) 耐震改修工事の工事監理に係る契約書の写し

・建築士との工事監理に係わる契約書の写しを添付してください。

(2) 耐震改修工事の施工に係る契約書の写し

3. 2 届け出の方法

必要書類を作成の上、三原市都市部建築指導課建築指導係までご提出ください。

4 計画の変更があった場合について

耐震改修工事に係る内容に変更が生じた場合は、変更に係る工事に着手する前に必ず変更承認申請を行ってください。

4. 1 申請に必要な書類(申請部数:正本1通・副本1通)

●三原市木造住宅耐震改修事業変更承認申請書 (要綱様式第6号)

<添付書類>

(1) 変更する内容が確認できる書類

4. 2 申請の方法

必要書類を作成の上、三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。

4. 3 申請後の流れ

申請された内容を審査し、計画の変更を承認したときは「三原市木造住宅耐震改修事業変更承認通知書」を交付いたしますので、この通知書を受理してから、耐震改修工事の実施に係る変更契約(契約者名と申請者名は同一としてください。)を締結してください。

5 事業の取りやめについて

事情により、事業を取りやめる場合は、必ず届け出を行ってください。

5. 1 届け出に必要な書類(届出部数:正本1通)

●三原市木造住宅耐震改修事業取りやめ届出書(要綱様式第8号)

5. 2 届け出の方法

必要書類を作成の上、三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。

6 耐震改修工事实績報告について

工事が完了したらすみやかに耐震改修事業実績報告書を提出してください。

6. 1 報告に必要な書類(報告部数:正本1通・副本1通)

●三原市木造住宅耐震改修事業実績報告書 (要綱様式第9号)

<添付書類>

(1) 耐震改修工事の着手前，工事中及び完了時の工事写真

- ・当該耐震改修工事の内容が確認できるもので，着手前，工事中及び完了後の**全ての対象箇所**の写真を添付してください。
- ・建物の劣化事象を改善した箇所の工事写真も添付してください。

(2) 耐震改修工事に要した費用の請求書の写し及び領収書の写し

6. 2 報告の方法

必要書類を作成の上，当該事業完了後30日以内かつ交付決定を受けた日の属する会計年度の1月末までに三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。また，耐震改修工事が計画どおり適正に行われていることを確認するために，工事の完了時に検査をおこないます。なお，検査日時については，係担当者と調整してください。

6. 3 報告後の流れ

- (1) 報告された内容を審査し，要綱等に適合すると認め，交付すべき補助金の額を確定したときは「三原市木造住宅耐震改修事業補助金額確定通知書」を交付いたします。
- (2) 現地検査等の結果，補正の指示があり，所要の補正が完了したときは，補正箇所の補正前及び補正後の写真等，補正内容が確認できるものを添付して報告してください。

7 補助金の請求について

補助金確定通知書の交付後，補助金交付申請書を提出してください。

7. 1 請求に必要な書類(提出部数:正本1通)

- 三原市木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書(要綱様式第11号)

7. 2 請求の方法

必要書類を作成の上，三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。

7. 3 請求後の流れ

所要の事務処理後，指定の口座に補助金が振り込まれます。